

手 続 の 流 れ

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含まない) 許可申請について

事業計画等審査願
(許可申請書) の提出

(受付)

受付不可

- ・講習会の有効期限が
過ぎている場合

書類不備等の連絡

補正書類の提出等

事前協議の終了

申請

審査

(許可の場合)

許可証等の交付

旧許可証の返却

(更新許可、変更許可)

・許可申請書 (収入証紙は貼付しないでください。) に
事業計画等審査願を添えて1部 (正本) 提出してく
ださい。

- ・用紙はA4としてください。
- ・片面印刷にしてください。
- ・書類が整ったら、申請窓口にて原則、郵送してくださ
い。

来庁される場合は、事前に日時を調整してください。

- ・更新許可申請の場合、更新期限の3か月前から受け
付けます。
- ・更新期限の概ね2か月前までに提出されない場合、
許可期間終了後すぐに許可証の交付ができないこと
があります。
- ・FAX等でご連絡します。

・書類の補正等がすべて終了した時点で事前協議を終
了します。

・直接来庁もしくは郵送により手数料 (滋賀県収入証
紙) を納付してください。これより正式な申請として
受け付けます。

・更新許可申請の場合は、許可期限日までに申請をす
る必要がありますので注意してください。

・欠格要件の確認等を行います。

・更新許可または変更許可を受けた場合は、旧許可証
を返却してください。